

高知県漁業経営改善計画認定審査会運営要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県漁業経営改善計画認定審査会運営要領</p> <p>高知県漁業経営改善計画事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第6の高知県漁業経営改善計画認定審査会の運営については、この要領に定めるところによるものとする。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 審査会は、事務処理要領第5の1(1)及び(2)に定める事項について、協議するものとする。</p> <p>第3～第6 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は、令和8年2月9日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県漁業経営改善計画認定審査会運営要領</p> <p>高知県漁業経営改善計画事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第5の高知県漁業経営改善計画認定審査会の運営については、この要領に定めるところによるものとする。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 審査会は、事務処理要領第4の1(1)及び(2)に定める事項について、協議するものとする。</p> <p>第3～第6 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>（新設）</u></p>